

平成25年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第4号)

平成25年3月22日(金)午後2時34分開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 1号 小布施町公文書管理条例について
- 日程第 3 議案第 6号 小布施町道路の基準等に関する条例について
- 日程第 4 議案第 7号 都市計画法に基づく都市公園及び公園施設の基準を定める条例について
- 日程第 5 議案第 8号 小布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
- 日程第 6 議案第 9号 小布施町公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例について
- 日程第 7 議案第10号 小布施町水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例について
- 日程第 8 議案第11号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第12号 小布施町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例等を廃止する条例について
- 日程第11 議案第22号 平成24年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第25号 長野広域連合規約の変更について
- 日程第13 社会文教常任委員長報告
- 日程第14 議案第 2号 小布施町文書館の設置及び管理に関する条例について
- 日程第15 議案第 3号 小布施町指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

- 日程第16 議案第 4号 小布施町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について
- 日程第17 議案第 5号 小布施町ひとり親家庭児童高校等入学・就職祝金支給条例について
- 日程第18 議案第23号 平成24年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第24号 平成24年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第20 政策立案常任委員長報告
- 日程第21 陳情第 1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書
- 日程第22 陳情第 2号 地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める陳情
- 日程第23 予算特別委員長報告
- 日程第24 議案第14号 平成25年度小布施町一般会計予算について
＜修正動議＞ ＜平成25年度小布施町一般会計予算に対する修正動議＞
- 日程第25 発委第 1号 議案第14号に対する付帯決議案について
- 日程第26 議案第15号 平成25年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第16号 平成25年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第17号 平成25年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第18号 平成25年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第19号 平成25年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第20号 平成25年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第21号 平成25年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第26号 小布施町副町長の選任について
- 日程第34 議案第27号 小布施町教育委員会委員の任命について
- 日程第35 発議第 1号 東京2020年オリンピック・パラリンピック招致活動に協力することを求める意見書
- 日程第36 議会報告1号 出納検査の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	原 勝 巳 君	2番	小 林 一 広 君
3番	渡 辺 高 君	4番	小 西 和 実 君
5番	小 林 茂 君	6番	富 岡 信 男 君
7番	山 岸 裕 始 君	8番	川 上 健 一 君
9番	大 島 孝 司 君	10番	小 渕 晃 君
11番	関 谷 明 生 君	12番	渡 辺 建 次 君
13番	関 悦 子 君	14番	小 林 正 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	小 西 勝 君
健康福祉部門 総括参事	竹 内 節 夫 君	健康福祉部門 グループリーダー	中 條 明 則 君
地域創生部門 総括参事	八 代 良 一 君	地域創生部門 グループリーダー	畔 上 敏 春 君
行政経営部門 総括参事	久保田 隆 生 君	会計管理者(兼) 滞納対策 担当参事	田 中 助 一 君
交流・産業振興・ 花のまちづくり 推 進 幹	富 岡 広 記 君	行政経営部門 グループリーダー	西 原 周 二 君
教育委員長	中 島 聰 君	教 育 長	竹 内 隆 君
教 育 文 化 推 進 幹	池 田 清 人 君	監 査 委 員	畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長	三 輪 茂 君	係 長	下 田 誠 君
--------	---------	-----	---------

開議 午後 2時34分

◎開議の宣告

○議長（小渕 晃君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小渕 晃君） 日程に先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、町長から議案第26号 小布施町副町長の選任について、議案第27号 小布施町教育委員会委員の任命について、7番 山岸裕始議員ほか1名から議案第14号 平成25年度小布施町一般会計予算に対する修正案、予算特別委員長から発委第1号 議案第14号に対する附帯決議案について、2番 小林一広議員ほか2名から発議第1号 東京2020年オリンピック・パラリンピック招致活動に協力することを求める意見書が提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小渕 晃君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小渕 晃君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第1号から日程第12、議案第

25号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

渡辺総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 渡辺建次君登壇〕

○総務産業常任委員長（渡辺建次君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月12日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第1号 小布施町公文書管理条例について、議案第6号 小布施町道路の基準等に関する条例について、議案第7号 都市計画法に基づく都市公園及び公園施設の基準を定める条例について、議案第8号 小布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、議案第9号 小布施町公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例について、議案第10号 小布施町水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例について、議案第11号 小布施町資金積立基金条例の一部を改正する条例について、議案第12号 小布施町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例等を廃止する条例について、議案第22号 平成24年度小布施町一般会計補正予算について、議案第25号 長野広域連合規約の変更についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、行政経営部門総括参事等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑の主なものとして、今ある文書取扱規定と、この条例の違いは何か。整合性をどう問うのか。第5条第4項の保存期間で永年保存がなくなるのか。1年未満の文書とはどんな文書か。第5条第7項で実施機関が文書館への移管か廃棄かを定めなければならないのか。基準は実施機関に委ねるのか。第9条と第10条第4項に定める公表はどのように行うのか。第21条の利用の促進をどのように考えているのか等の発言がありました。

議案第6号についての質疑の主なものとして、地域主権一括法は、地域の自主性、自立性を高めるものだが、県の基準を使ったのはなぜか。県の条例を基準にするのであれば、小布施町で条例を定める必要はないのではないか等の発言がありました。

議案第7号についての質疑の主なものとして、第2条の用語の定義で、国の法律や施行令を例にしているがわかりづらい。住民の皆さんにわかりやすい条例をつくるべきではないか

との発言がありました。

議案第8号及び議案第9号についての質疑はありませんでした。

議案第10号についての質疑の主なものとして、布設工事監督者とは誰か。役場では誰が担当するのか等の発言がありました。

議案第11号についての質疑の主なものとして、基金の統廃合の理由はなぜか。今までの基金の趣旨から、基金の積立先が違うのではないかな等の発言がありました。

議案第12号についての質疑の主なものとして、第3条の2第4号で定める規則はどのようなものかとの発言がありました。

議案第13号についての質疑はありませんでした。

議案第22号についての質疑の主なものとして、住宅建築物耐震改修等、事業費補助金の内訳は何か。貸付見込額について説明してほしい。国や県の補助金の情報をまちづくり団体にも教えてほしい。ふるさと応援寄附金は5つの用途があるが、どのような希望があったのか。国外研修資金貸付金繰り入れの理由は何か。鉄道軌道輸送対策事業の総事業費はどのくらいか等の発言がありました。

議案第25号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の質疑内容であり、行政経営部門総括参事、地域創生部門総括参事等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月14日午前9時から公民館講堂において委員7名中7名の出席と、委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開き、議員間討議を行いました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して、採決の結果、議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第22号及び議案第25号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、総務産業常任委員長、渡辺建次。

○議長（小淵 晃君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小渕 晃君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小渕 晃君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小渕 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小渕 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小渕 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小淵 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小淵 晃君） 日程第13、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第14、議案第2号から日程第19、議案第24号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

小林社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 小林 茂君登壇〕

○社会文教常任委員長（小林 茂君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第2号 小布施町文書館の設置及び管理に関する条例について、議案第3号 小布施町指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、議案第4号 小布施町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、議案第5号 小布施町ひとり親家庭児童高校等入学・就職祝金支給条例について、議案第23号 平成24年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第24号 平成24年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、教育長、健康福祉部門総括参事等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第2号についての質疑として、文書館の開館予定は4月24日であり、この条例の施行日は4月24日ではいけないのか。職員は何人か。資格を持った職員が必要なのか。旧図書館は使い勝手が悪い場所だったが、町民が利用するに当たり、どのように改善したのか。文書館に愛称があったほうが親しみが湧くのではないか等の発言がありました。

議案第3号についての質疑として、第12条に定める特別の事情とはどんな場合か。この条例に小布施町の特徴はあるのか。第4条や第6条で厚生労働省令の基準を引用しているが、実際の数値が表記されていないので、条例は読みづらい。この条例により、既存施設の運営に影響はあるのか。第11条の記録の整備を2年間から5年間に変えたのはなぜか。小布施町暴力団排除条例があるのに、第3条第3項で暴力団員をあえて入れるのはなぜか等の発言がありました。

議案第4号についての質疑として、地域の自主性、自立性を図るため、地域の人と話し合いを持ったのか。この条例に小布施町の独自性はあるのか。第3条と第5条で何人が必要で、面積がどのぐらい必要なのか等の発言がありました。

議案第5号についての質疑として、第3条で支給要件を定めているが、これ以外の児童についてはどういう対応をとるのか。祝金の額を5万円とした根拠は何か。今までの2つの条例での年間の支給額と、今回の条例の予定額はどれくらいか。2つの条例を段階的に減らしていく方法はとれないのか。事前に該当者に告知してあるのか。滞納者についてどう対応するのか等の発言がありました。

議案第23号についての質疑として、財産収入の利子は3月に確定したものか。財政調整基金は一般会計にある基金と違うのか等の発言がありました。

議案第24号についての質疑として、居宅介護サービス給付費がふえたのはなぜか。介護度が上がっているのか。特定入所者介護サービス給付費が減ったのはなぜか。第1号被保険者保険料が増額補正されているが、該当者何人か等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の質疑内容であり、副町長、健康福祉部門総括参事等から詳細な答弁がありました。慎重審査を期するため、3月14日午前9時10分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と、委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開き、議員間討議を行いました。

議案第5号 小布施町ひとり親家庭児童高校等入学・就職祝金支給条例についての意見として、弱者救済になっていないので反対である。告知期間を持ったほうがいい。祝金5万円の根拠が明確にされていないので反対等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して採決の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第23号は全員挙手、議案第24号は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第5号は挙手なしで否決すべきものと決しました。

なお、否決すべきものと決した議案第5号については、ひとり親家庭の福祉の増進を図る

ことを否定するものではなく、既存の条例との関連や該当者への告知方法のあり方など、真にひとり親家庭の福祉の増進につながる条例になるよう、再度検討されることを望みます。

以上、社会文教常任委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、社会文教常任委員長、小林 茂。

○議長（小淵 晃君） 以上で社会文教常任委員長からの報告を終わりにします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小淵 晃君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小淵 晃君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○議長（小淵 晃君） 挙手なしであります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小淵 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（小淵 晃君） 日程第20、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第21、陳情第1号及び日程第22、陳情第2号を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。
川上政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 川上健一君登壇〕

○政策立案常任委員長（川上健一君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月11日午後1時30分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された陳情第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書、陳情第2号 地方交付税制度の堅持を求める国あて意見書採択を求める陳情についてであり、陳情人に出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情第1号についての質疑の主なものとして、生活保護基準の見直しは毎年やるのか。長野県生活と健康を守る会連合会は、何人くらいの人が活動している組織なのか。国が手厚い保護をすることによって、隣組などのきずなが薄れてしまうのではないかなどの意見がありました。

陳情第2号については、説明者の出席がありませんでしたので、質疑はありませんでした。質疑終了後、慎重審査を期すために、議員間討議を行いました。

陳情第1号についての意見として、生活保護基準は引き下げないでほしいのでこの陳情に賛成。不正受給など多くの課題も発生している。生活保護全体の見直しをする時期に来ているので、これだけでの陳情には賛成できないなどの発言がありました。

陳情第2号についての意見として、地方交付税は自治体固有の財源であり、この陳情に賛成したいとの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して採決の結果、陳情第1号及び陳情第2号は、挙手多数で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上、政策立案常任委員会審査報告といたします。

平成25年3月22日、政策立案常任委員長、川上健一。

○議長（小淵 晃君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小淵 晃君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（小淵 晃君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小淵 晃君） 挙手多数であります。

よって、本陳情を採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました陳情の願意は意見書の提出であります。

よって、意見書の案文、提出先は議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小淵 晃君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書の案文、提出先は議長に一任することに決定いたしました。

次に、陳情第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小淵 晃君） 挙手多数であります。

よって、本陳情を採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました陳情の願意は意見書の提出であります。

よって、意見書の案文、提出先は議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小淵 晃君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書の案文、提出先は議長に一任することに決定いたしました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（小淵 晃君） 日程第23 予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託された議案、日程第24、議案第14号から日程第32、議案第21号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

関谷予算特別委員長。

[予算特別委員長 関谷明生君登壇]

○予算特別委員長（関谷明生君） 予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本日午後1時30分から議会会議室において、委員13名中13名の出席を得て、予算特別委員会を開催いたしました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第14号 平成25年度小布施町一般会計予算について、議案第15号 平成25年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第16号 平成25年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第17号 平成25年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第18号 平成25年度小布施町同和地

区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第19号 平成25年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第20号 平成25年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第21号 平成25年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

平成25年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第14号については、第1及び第2分科会それぞれに分担し、議案第15号、第16号、第17号及び第18号は第2分科会に、議案第19号、第20号及び第21号は第1分科会に分担し、審査を行いました。

本日の特別委員会において、各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。

これらをまとめたものを、報告させていただきます。

議案第14号について質疑の主なものは、地方交付税算定の根拠は何か。地方特別交付税をことしから予算計上したのはなぜか。財政調整基金を繰り入れる予算編成の考え方を聞きたい。消防団の備品は町が配備すべきものであり、寄附金は廃止すべきである。土木費寄附金も廃止すべきである。職員研修の内容と考え方を聞きたい。議会からの要望を受けてわもんをやめたのか。行政改革、組織の見直しに関する予算がないが、どのように取り組むのか。昨年、議会で人件費の圧縮に努めるよう要望したが、どのように配慮をしたのか。官学協働事業費の嘱託研究員報酬の内容は何か。定住促進コーディネーターの委託料と定住促進事業補助金の内容は何か。定住促進コーディネーターについて、議会からの要望をどう反映させたのか。起業支援業務委託料の内容と積算の根拠を知りたい。起業支援金の内容は何か。新規就農者支援事業の積算根拠は何か。ブランド戦略事業費の企業連携事業委託料の内容は何か。6次産業センター施設管理委託料の積算根拠を知りたい。フラワーセンター整備事業はどのように進めるのか。千曲川ハイウェイミュージアム活用方法プロポーザル参加謝礼は何か。東京理科大学小布施町まちづくり研究所活動委託料のうち180万円の出版物はどういうものか。理科大の成果を町が負担するのはなぜか。給与費明細書で、一般職の時間外勤務手当が前年度よりふえているのはなぜか。子ども・子育て支援事業計画の期間は何年か。委託料の積算根拠は何か。キッズキッチンで町内講師の養成はどうなっているのか。エンゼルランドセンターの概要はどうなっているのか。建設工事費はどのぐらいを見込んでいるのか。設計委託先は慎重に選定してほしい。スマートソーラーの設置場所と内容は何か。子育て支援教育推進事業はどんなことを行うのか。幼保小中一貫教育事業講師等謝礼の詳細を聞きたい。メンタルヘルス一般教育の内容は何か。社会教育総務費のキャリア教育推進事業の内容

を聞きたい。図書館のデジタルアーカイブ事業は、議会の要望に対しどのように対応したのか等の発言がありました。

議案第15号についての質疑は、一般被保険者国民健康保険税の滞納者は何人で、滞納額はどのくらいあるのか。退職被保険者はどうか等の発言がありました。

議案第16号についての質疑は、滞納繰越分50万円が計上されているが、滞納者は何人で、滞納額はどのくらいあるのか。保険料は前年度の収入で決められるが、急な減収があった場合など対応はできなかったのか等の発言がありました。

議案第17号についての質疑は、町内に介護施設がふえて支出がふえることがあるのか。居宅介護サービス給付金が増額し、介護予防サービス給付費が減額しているが、介護度が重くなったからなのか等の発言がありました。

議案第18号についての質疑は、2人の滞納金額は幾らか。今後どのように取り組んでいくのかとの発言がありました。

議案第19号についての質疑は、施設管理費の工事請負費は何か。時間外勤務手当が前年度よりふえているのはなぜか等の発言がありました。

議案第20号についての質疑は、資産調査委託料の内容は何か。企業会計への移行はしないのか。いつ移行を考えているのか。下水道事業会計との統合についてはどう考えているのか等の発言がありました。

議案第21号について質疑は、動力費が昨年より1,000万円上がっているのはなぜかとの発言がありました。

以上が委員会に付託された議案の質疑内容であります。これらの議案について慎重審査を期すために、討議を行い、討論を省略して採決いたしました。

議案第14号については、山岸裕始議員ほか1名から修正案が提出され、採決の結果、挙手少数で否決されました。

原案に対して採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、平成25年度一般会計予算の執行に当たっての附帯決議の提案があり、採決の結果、附帯決議を予算特別委員会として提案することに決しました。

以下、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案第21号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号は、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

平成25年 3月22日、予算特別委員長、関谷明生。

○議長（小淵 晃君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小淵 晃君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小淵 晃君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第14号を議題といたします。

本案に対し、7番 山岸裕始議員ほか1名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

7番、山岸裕始議員。

〔7番 山岸裕始君登壇〕

○7番（山岸裕始君） このたび、小布施町の一般会計に関しまして、明らかに精査の必要がある予算に関して、修正案を提出させていただきました。このことを、小布施町民を初めとする多くの一般の方に知っていただくことで、問題を一緒に考えていきたいとの思いからです。

国の借金は、平成25年度末の時点で1,100兆円を初めて超える見込みで、日本のGDPの2倍以上となっています。全国的に財政事情がこのように厳しい中、小布施町の一般会計は図書館を新築した平成20年度、また、体育館を建てかえた平成23年度を超え、歳入歳出ともに44億6,000万円と近年でも例を見ない突出した予算になっています。

小布施町では、これまで町民の皆さんの努力で約8億5,000万円の財政調整基金という貯金を確保してあります。今回の予算では、その半額に近い3億7,900万円を取り崩す見込みです。

財政調整基金は、先ほど述べたような国の経済状況の中、予定されていた国からの交付金が来ないなどの事態が起これば取り崩すことが必要なため、一定額を確保しておくことはとても重要です。今回、基金取り崩しに当たり、公会堂等耐震改修事業のため、交付金が減のためなどの理由がなく、財源不足を補うために取り崩される3,000万円分の事業の修正を求

めます。

修正が必要と思われる事業は、次に挙げるものです。

1つ、町の重点施策にも挙げられ、趣旨は理解・賛同できるが、熟度が足りないもの4件。

1つ、事業費の積算が甘く減額が必要なもの2件。

1つ、町の事業としてふさわしくないもの2件。

計8件になります。

それでは補正が必要だと思われる事業一覧を説明します。

1つ目、趣旨は理解賛同できるが熟度が足りないもの。

款1総務費、項1総務管理費、目6企画費、節13委託料及び節19負担金及び交付金、起業家支援委託料540万円、起業用支援金1,000万円。説明については傍聴の方もいらしていますので、できるだけわかりやすく簡単な言葉で説明させていただきたいと思います。

先ほど述べた予算ですが、定住促進の一環で、起業するための資金を町が助成して、起業を目指す方たちを応援するプログラムを作成するための資金です。

私個人としても役場内の定住促進プロジェクトチームで約1年間36回の会議に参加させていただき、定住に向けた問題と一緒に取り組んできました。小布施町の将来にとって、起業を目指す若者が来ていただくこと、また起業することにより町内で雇用が生まれるということは、とても価値のあることだと考えています。

しかし、今回の予算では、交付金の交付要綱、また、委託仕様書の内容、委託先の選定とともに未確定の部分が多いため、1,540万円と大きな予算をとっても、何一つ成果が上がらないまま1年間が過ぎてしまうことが懸念されています。

また、プロジェクトチーム内でも挙げられていた、新しく小布施に来て起業してくださる方がどうやって町内に溶け込んでいくか、また小布施町にある産業形態を壊すような企業形態でも町が補助する必要があるのかなど、さまざまな問題点をさらに話し合い、この事業に関しては、補正予算での対応が望まれます。

2つ目、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料、会場設営委託料250万円のうち100万円です。

(仮称)ウオーキングフォーラム開催、またウオーキングコースへベンチの設置など、楽しく歩ける環境づくりを進めるための予算です。フォーラムのための会場づくりのため、委託料250万円と多額の予算が盛り込まれていますが、その予算の中には、会場設営ではないテレビ番組制作のための100万円が含まれています。委託料というだけでなぜ一緒になって

いるのか、町民に大変わかりづらいただけではなくて、番組をつくるテレビ局をどこにするのか決めていない、番組内容はこういったものになるのかがまだ決まっていないという現状です。

この話は細部まで詰め、番組をつくるに当たり、それが町民の福祉の向上に資するものなのか、しっかりと精査してから再度予算の提出を求めるものです。

3つ目、款5農林水産業費、項1農業費、目4フラワーセンター費、節15工事請負費フラワーセンター改修工事500万円です。北部地域にあるフラワーセンターという施設を都市農村交流の拠点として、宿泊施設に改修するための予算です。

しかし、この宿泊施設は町の直営ではなく、地元の方々に運営をしていただく計画になっているのにもかかわらず、地元の人たちとの話し合いが進んでいない状況です。本当に地元の人たちが宿泊施設を運営したいのか、それとも宿泊施設ではなくほかの施設を地元の人が望んでいるのかというところから、まず話し合いを始め、運営予定の地元の方が、役場主導の事業としてとらえるのではなくて、自分たちでつくり上げる事業としてとらえていただくような話し合いをしっかりと進めていく、宿泊施設にするためなら予算ありますよという話ではなく、自由な発想の中で、真に町民に愛される施設になることを望みます。

4つ目、款9教育費、項1教育総務費、目3幼保小中一貫教育費、節8報償費、講師謝礼131万2,000円。今年度から、新しく小中学生に向けてメンタルヘルスケアの講座を開催するための予算です。このメンタルヘルスケアの講座が、学校の先生から、今の学校にその講座が必要なんですという声が上がってきている事業ならもちろん大賛成ですが、今の段階では、教育委員会が学校の実情を把握しないまま進めている感が否めません。

講座に対しての答弁で、形もどうするか決めていない学校と打ち合わせをしながら進めていくという段階での予算化は尚早です。こういった形の支援を児童・生徒が必要としているか、学校の先生やPTAの方々と話し合い、本当に必要な内容での開催、また講師の選定を望みます。

重ねてになりますが、以上の4つの事業は、今後の小布施町にとって必要な事業です。再度内容を詰めていただき、予算相応の効果が見込めるような計画ができれば、来年度中に補正での提出を求めます。

それでは次に、事業費の積算根拠が甘く、減額が必要なもの2件についてです。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節11需用費及び委託料、ブランド戦略委託料印刷製本費266万5,000円、企業連携委託料1,187万2,000円です。プラムリーやチェ

リーキッスなど、付加価値が高く特色のある農作物を、小布施町振興公社、新宿高野などとのタイアップにより展開していくための予算です。振興公社に委託予定の企業連携委託料の内訳を見ますと、ブランド戦略委託業務に当たる2人分の人件費相当として、780万円が見込まれています。

公社では、直売所の運営、ジュースの加工、フローラルガーデンの運営ほか、幅広い業務を行っています。この2人についてもブランド戦略事業が主な業務にはなりますが、場合によっては、ほかの公社の業務を手伝う場面も出てくるはずですが、こういった性質上、委託料には年収を含むものではなく、1日当たりの日当での積算が望ましいと考えます。地域の平均的な水準を考え、日当7,000円で再計算すると、300万円程度の圧縮が可能です。

また、パンフレットについても、公社では専属のデザイナーをお願いしているため、単純に印刷費だけと考えると100万円程度の圧縮が可能と考えます。

続きまして、款6商工費、項1商工費、目3観光費、節13委託料、ポストカード作成委託料136万5,000円です。小布施町では、3年間かけて3種類のカントリーマップを作成し、そのときに撮った写真を使い、今回ポストカードを作成するための予算です。カントリーマップは各1万部印刷して、昨年9月の時点では4,000から9,000部も在庫が残っているという現状です。予定されていたような効果は今のところ見込んでいません。

またこの事業、今まで県の予算でやってきたのですが、来年度から町の予算に振りかえのため、事業効果など再度検証が必要と考えます。9万枚のポストカード印刷を予定しておりますが、来年度必要最小限の印刷にとどめ、事業やポストカードの必要性を見極める必要があると考えています。

次に、町の事業としてふさわしくないもの2件です。

款7土木費、項5まちづくり費、目1まちづくり総務費、節13委託料、東京理科大学小布施町まちづくり研究委託料480万うち180万円。この180万円は、昨年度理科大で行ったシンポジウムなどの報告書を200冊作成するための予算と伺いました。200冊の作成に対して180万円という予算は大きすぎます。町民の皆さんが必要とする町報が皆さんの手元に届くように、配布まで含めた1回の発行費用が約60万円です。

また、120万人訪れると言われている観光客を含め、大勢の方が必要とするパンフレットの作成が110万円なのに比べると、なぜこのように多額な金額になってしまうのか理解ができません。

また、そもそも小布施町は研究委託のために300万円の拠出をしており、その予算の中で

報告書の作成をすることが望ましいと考えています。

款9教育費、項5社会教育費、目4図書館費、節13委託料、デジタルアーカイブ事業費うちデータ作成委託料68万円です。ほかの市町村に先駆け、この事業は小布施のまちづくりに携わる皆さんのお話や、各種行事などを撮影、記録し、デジタル化を進めるための予算です。

インタビューの内容を文章にしていくための業務などを委託しておりますが、小布施町の図書館はありがたいことに近隣の図書館に比べますと、人員が大変豊富で、また多彩な職員が多いため、単純な作業となるデータ作成業務は、図書館の職員が担当することができると考えております。

以上、8つの事業の補正を求めるものです。

最後になりますが、私がこの修正動議を提出したのは、町の職員の皆さんに、町民にしっかりと説明できる計画を立ててから予算化をしてほしいという思いからです。予算委員会で事業内容を質問したことに対して、予算をお認めいただいたら関係者と調整していきますというような答弁がまことに多く、町民の皆さんが支払った税金が、本当に小布施の皆さんのために使われているのかということが心配になります。

現状、小布施町の役場職員は雑多な業務をこなしているため、対応力はとても高く評価できるところです。事業を進めていく中で小布施らしい形に最終的にはおさまり、小布施町のまちづくりを成功に導いてきたとも言えます。

しかしながら、業務遂行能力ではなく計画力という面で見ると、昨年度、県や国の補助金や交付金で行う予定だった若者会議、エネルギー会議などの事業が、計画や説明不足のため採択されず、町の一般財源から拠出することになったなどの弊害も実際に起きています。

私は議員として、まあ何でもいいから適当にやりましょうではなくて、しっかりと計画を立てて、町民に説明責任を果たせないなら予算は認められないという立場で今回は臨ませていただきます。議員の皆さんや小布施町の皆さんは、市村町長を初めとする行政職員の皆さんに対して、信頼はとても厚く、予算を認めれば何とかしてくれるという現状ですが、それが本当に小布施町のためなのか、一石を投じ考えていただくために、今回は修正案を出させていただきました。ご審議をお願いいたします。

○議長（小渕 晃君） 以上で議案第14号に対する修正案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本修正案に対する質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小淵 晃君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結します。

次に、議案第14号に対して討論に入ります。

議案第14号に対し賛成の討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

2番、小林一広議員。

〔2番 小林一広君登壇〕

○2番（小林一広君） 平成25年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

政権が変わり、新たな経済政策は長引くデフレからの脱却を目指し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3つの基本方針を柱として進められています。そして、昨年からの円安株高で景気回復の調子が見え、公共事業の実施によりさらに景気が上向き、地域経済も活性化することが期待されます。

一方、国の借金とも言うべき公債残高はますます増加し、国家財政の早急な健全化が求められるとともに、地方交付税が削減され、市町村への配分は厳しいものとなると推測されるところです。

そのような状況の中、町の平成25年度一般会計は、地方が地域の特性を生かし、活気あふれるまちづくりを進めていく地方の元気が不可欠で、人が主役のまちづくりを目指すことが必要との認識のもと、町民力を最大限発揮できる環境をつくり、安心して暮らせるまち、暮らしの豊かさを実感できるまち、魅力的で活気にあふれるまちをつくることを目指し、編成されました。

最初に、健康づくりは、保健師や管理栄養士の家庭訪問による家庭の健康増進支援事業が新規拡充され、また高齢者の人間ドック受診費用の拡大と、乳幼児健診の充実による予防体制が拡充されるなど、家族の健康づくりをトータルにサポートする体制の充実が図られています。

高齢者の活躍では、新しい地域公共交通の確立を目指して、町内循環バスの本格運行が開始され、またボランティアセンターの活動強化と充実が図られ、まちづくりのあらゆる場面で高齢者が参加し、町を元気にしてくれることを目指しています。

多彩な学習では、新たな事業として、日米の大学生と全国の高校生が小布施に会し、ワークショップやセミナーを通じ、多様な進路選択、将来設計を考えるHラボ小布施が開催され、また、公文書や郷土の歴史に関する文書などを保存する文書館が開設されます。

農業振興と交流産業では、農業は町の産業の礎ととらえ、後継者の育成、販路の拡大、用水、畑かん施設の整備の3つを振興策の柱とし、新規就農者への支援の充実をし、基幹産業

である農業が強くあることを目指しています。

交流産業の創出では、フラワーセンターを新たな交流産業の拠点として整備するとともに、ウォーキングを軸にした新たな交流産業の創出を目指しています。

安心と子育てでは、エンゼルランドセンターを新たに建設するための設計業務と近年の夏の猛暑による熱中症対策のため、幼稚園、保育園の全ての教室に、エアコンの設置が予定されています。また、幼稚園の預かり時間が延長されます。

快適な生活基盤の整備は、新たに子供たちの通学路の安全対策のためのカラー舗装事業が、また、各自治会公会堂の耐震補強事業が継続して行われます。

定住人口の獲得では、人口の維持と若い世代の構成比率を高める施策として、定住促進事業として、新たに定住のための支援とコーディネートを行う専門員を配置し、また、起業家の支援と誘致事業とタウンプロモーション事業の拡充が盛り込まれ、若い力による向上のスパイラルを目指しています。

また、環境、健康、自然再生エネルギーにおきましては、エネルギー会議は昨年勉強会として立ち上げ、今年度より、いよいよ実証実験に入っていきます。

町の財政出動のうち、町債残高、実質公債費比率につきましては、毎年減少が続いており、今後も健全な財政運営に期待される所です。なお、基金残高につきましては、近年減少傾向ですが、今後とも適正な基金の運用に努めていただきたいと思います。

最初に触れましたが、国の経済対策の影響で、今後景気が上向き、地域経済が活性化することが期待されますが、同時に不透明感もまだそこには残ります。町の予算執行に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるべく、細心の配慮と最大の努力を傾注し、町政を運営することを強く願い、平成25年度一般会計に賛成いたします。

○議長（小淵 晃君） 反対討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

14番、小林正子議員。

〔14番 小林正子君登壇〕

○14番（小林正子君） 議案第14号 平成25年度小布施町一般会計予算について、反対討論を行います。

政府の緊急経済対策は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を三本の矢として、これによって円高、デフレ、不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしています。

安倍首相は物価上昇2%を目標として、それが実現するまで日銀が大量に資金を供給する

ことを要求しましたが、そもそも物価上昇率2%という目標は、最近20年間で1997年6か月間と、2008年に4か月間しかありません。それ以外は、多少景気がよかった2005年から2007年ころも含めて、物価はほとんど上がらないか、マイナスの状態でした。

デフレ不況の最大の原因はデフレ予想にあるのではなく、ましてや日銀の資金提供が足りないからでもありません。国民の所得が抑えられ、落ち込んでいることにあります。1997年を100として、物価や賃金、家計収入、家計支出の推移は、2012年までの15年間で物価は3%くらい下がっていますが、賃金は15%以上も落ち込んでいます。

それをしのぐために、共働き世帯がふえるために、世帯レベルでの収入の低下率は若干緩和されていますが、それでも12%も下がっています。物価が下がっているから景気が悪いのではなく、物価が下がっても購買意欲が湧かないほど、家計の収入が減っているのです。

このような家計の収入が減り続ける不況に、町民は節約を余儀なくされ、消費支出も低下しています。物価が下がっても物が売れないというデフレ不況の悪循環に陥っています。

このように見てくれば、デフレ不況の打開に重要なのは、最大の要因である国民の所得の落ち込みを食い止め、上昇させることしかありません。社会保障にかかる国民への負担の押しつけ路線をやめ、負担軽減も必要です。

ところが、小布施町の2013年予算案はその方向になっていません。具体的に指摘します。

歳入で、項1 寄附金10、目2 土木費寄附金240万6,000円、目3 消防費寄附金は寄附金とは名ばかりで、事業費の一部負担の割り当てであり、地方財政法第4条の5項、割り当てる寄附金の禁止に抵触します。速やかにこのような寄附金なしに、町費で必要な事業を行うべきです。

歳出、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、町内巡回バスの試行運行については、環境に優しいまちづくりの観点からも、誰もが生活しやすい環境づくりのためにも、公共交通機関としての巡回バス本格運行を早期に進めるべきです。

ひとり親家庭福祉事業費のひとり親家庭等中学卒業祝金69万円が計上されていますが、これは今まで母子・父子家庭に対して、児童福祉年金1人当たり18万円と児童福祉手当21万6,000円、合計で39万6,000円支給されていた条例を廃止して、15歳の中学卒業祝い金5万円とするものです。大幅に減額するものであり、このような冷たい予算を到底認めることはできません。母子・父子家庭児童福祉年金、母子・父子家庭児童福祉手当に戻すべきです。

目4 人権同和政策費の部落解放関係団体補助金については、毎年300万円が出ております

が、人権擁護審議会答申により、毎年5%削減の履行はもちろん、早期に補助を廃止することを求めます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、子ども教室・放課後児童クラブ事業について。当初の計画では、保護者が就労等により放課後留守になる家庭の児童は登録できるとなっており、児童に障害があるから登録できないなどということはあってはなりません。どの子ども安心して放課後の居場所となるように、施設の拡充や職員の増員や配置、対応できるように職員の研修など、十分な予算をつけるべきです。

目4 エンゼルランドセンター事業費について。子育て支援の重要な拠点として必要な施策です。毎日大勢の子どもたちが利用しています。25年度予算では計画委託料がつかいましたが、地震等、いつ被害に遭うかわかりません。安全を先延ばしすることはできません。早急な建てかえを進めるべきです。

項5 社会教育費、目6 高井鴻山記念館費。高井鴻山記念館は老朽化が見られ、地震や火災への備えがきちんとされているのか。重要な資料も保管されています。防災対策を早急に行うべきです。

町住宅リフォーム助成制度は、2012年度も2,000万円の補助で総事業費が1億6,987万円と、補助金の8.5倍の経済効果が町内にもたらされました。施主に交付されるものであり、住環境の改善促進と地元の業者の経済効果は抜群です。25年度も継続すべきです。

項1 総務管理費、目6 企画費の若者会議事業費490万円については、住民の中からも、若者の定住につながるのかどうかの疑問の声が多く寄せられています。この事業を継続する必要があるのかと皆さんから言われております。私も現に、この事業については継続すべきではないというふうに思います。私は、小布施に育った若者が町に定住できる施策に重点を置くべきではないかというふうに思います。

項1 総務管理費、目9 防災対策費の住宅建築物耐震改修等事業費。個人住宅の耐震補強工事補助金は、住宅全体の補強にだけでなく、高齢者2人世帯などの広い家屋敷の日常居室など、部分補強にも補助金を出すようにすることで、住民の安心・安全の生活が保障されるため、実施するように求めます。

東日本大震災の教訓からも、町職員の定数増と正規雇用の促進を進めるべきです。

以上、町民の安心・安全のまちづくりと町民の所得をふやす施策を進める予算となっております。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（小淵 晃君） 以上で討論を終結いたします。

これより、7番、山岸裕始議員ほか1名から提出されました議案第14号の修正案について、会議規則第88条第1項の規定により、先に採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（小淵 晃君） 挙手少数であります。

よって、修正案は否決されました。

原案について採決します。

原案について賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小淵 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小淵 晃君） 次に、予算特別委員長から提出された発委第1号 議案第14号に対する附帯決議案についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

関谷予算特別委員長。

[予算特別委員長 関谷明生君登壇]

○予算特別委員長（関谷明生君） 平成25年度の小布施町一般会計予算の執行に当たりまして、この予算を審議する中で、特に議員間討議が各議員のこの予算に対する見解といたしますか、そういう中で、多くの議員から、次の事項についてはぜひ慎重に対応する意見が多くありました。

そういう中で、議会として附帯決議をしたいということで、決定をいたしました。その内容について申し上げさせていただきます。

1点目として、財政調整基金の繰り入れについて。財源不足を補うため財政調整基金の取り崩しをしているが、基金の目的を考え、事業の見直し、精査を行い、支出の圧縮に努める

ことを求める。

2点目として、委託料の圧縮と選考基準の明確化について。定住促進事業費、若者会議事業費、起業家誘致事業費などに多くの委託料が計上されています。それぞれの趣旨は十分理解できるわけですが、委託先の決定に際しては、きちんとした選考基準を明確にし一層の透明性を確保するよう求める。

以上、決議する。

平成25年3月22日、小布施町議会。

○議長（小渕 晃君） 以上で、議案第14号に対する附帯決議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小渕 晃君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小渕 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小渕 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小淵 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小淵 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小淵 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小渕 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小渕 晃君） 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小渕 晃君） 日程第33、議案第26号 小布施町副町長の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小渕 晃君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小渕 晃君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小淵 晃君） 起立少数であります。

よって、議案第26号は同意することは否決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小淵 晃君） 日程第34、議案第27号 小布施町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小淵 晃君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小淵 晃君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小淵 晃君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小淵 晃君） 日程第35 発議第1号 東京2020年オリンピック・パラリンピック招致活動に協力することを求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、小林一広議員。

[2 番 小林一広君登壇]

○ 2 番 (小林一広君) 東京2020年オリンピック・パラリンピック招致活動に協力することを求める意見書。

1964年、昭和39年に第18回夏季オリンピックが東京で開催されました。あれから50年以上経過しようとする2020年に、第32回目となるオリンピック・パラリンピックの開催に東京都が立候補しています。

今、我々は東日本大震災からの復興、日本の再生と非常に大切な時を迎えています。オリンピック・パラリンピックを通じ、新しい日本の姿を世界に発信することは、東京のみならず日本の産業振興、観光振興にとって絶好のチャンスと言えます。世界のアスリートたちの活躍する姿を、実際の熱気と感動を肌で感じることができます。若者たちの健康な体と健全な精神の育成に非常によい機会と考えております。小布施町にも、世界に挑戦するアスリートが誕生しております。2020年のこのオリンピックでは、活躍が期待されます。

長野冬季オリンピック・パラリンピックでは、多くの県民、小布施町民、あの熱気と感動を体験したことと思います。スポーツには私たちに元気や活力を与え、健全な心身の成長に寄与し、人間の尊厳に基づく平和の実現に貢献する力があります。

町長は日ごろ「この小布施町から日本の元気をつくる」と発信しています。「今、日本にはこの夢の力が必要だ」を大きく掲げる招致委員会の気持ちを理解し、小布施町もスポーツ振興を基軸に地域活性化を推進し、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に賛同し、招致活動に協力していくべきと思います。

よって下記のとおり要望します。

小布施町として、東京オリンピック・パラリンピック開催に賛同し、招致活動に協力していくことを求めます。

○議長 (小淵 晃君) 以上で発議第1号の説明が終わりました。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長 (小淵 晃君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

これより討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小渕 晃君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎出納検査の報告

○議長（小渕 晃君） 日程第36、議会報告第1号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小渕 晃君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから例月出納検査の結果に関しまして、ご報告を申し上げます。

検査の概要ですが、まず検査の対象といたしましては、平成24年12月分、平成25年1月分及び2月分の各会計、基金等に関する現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。

各会計、基金等申しますと、お手元の資料のとおり、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等々でございます。

検査の実施日でございますが、平成24年12月27日、平成25年1月30日、平成25年2月21日の3日間でございます。

実施しました検査手続でございますが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございますが、平成24年12月15日現在、平成25年1月22日現在及び平成25年2月20日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、別表のとおりでございます。

平成25年3月22日、小布施町監査委員、畔上洋、大島孝司。

なお、ここでこの例月出納検査に付随しまして、まちとしょテラソ、小布施図書館の備品検査を任意で行いました。この件について別途ご報告させていただきたいと思っております。

備品検査、当初の目的は、購入された備品がきちんと管理されているかの確認でありました。個別にチェックしたんですが、その購入価格が余りにも高額であって、平成21年当時に購入されたんですけれども、そのときに指摘することができなかつたのかなという点について、ちょっと申し上げることでございます。

平成21年の図書館新設に伴う備品等の購入総額は2,820万円で、ほかに一般図書の購入費が700万円、総額で約3,500万円もの巨額なお金が使われました。そのうち、特定の四国の業者からは、22年、翌年の備品の購入も含めて、約2,000万円のお金が使われました。

ここで、どうしても個別の価格について若干申し上げたいと思うんですけれども、入り口に傘立てがあるんですけれども、これ1基が14万6,000円でございます。視聴覚コーナーの半円ソファというのがあるんですが、これが1基33万4,000円で、これが4基、児童コーナーに紙芝居を入れるものがあるんですが、これが1基29万円で、これが3基でございます。これは一例でございます、ほかにも1個当たり79万円とか30数万円のものもございました。要は、私どもにとって想像できないような購入の単価のものが多数見受けられたということでございます。

加えまして、本会議でもアーカイブ事業についていろいろ議論がありましたが、これに絡みまして、カメラとビデオの4セット総額で318万円が上げられておりました。

確かに、購入当時においてはその建物に見合った造作物と内部造作を求めたということで、一概に否定することはできないと思っております。それにしても、全体を通しまして余りにも高額であると私は感じました。

多分、今さら何を言うんだという意見もあろうかと思いますが、全体を通して私の意見をあえて4点ほど申し上げさせていただきます。

1点目は、購入価格に対して誰も意見がなかつたのか。意見が言えなかつた環境と組織に問題があるのではないかということです。

2番目ですが、個々の物件について申し上げて、先ほど傘立てのお話をしました。ごらんになった方もいらっしゃると思っておりますけれども、現在、晴天の日であっても、30本ほどが乱雑に放置されています。雨の日はどうなるんだろうと。置く場所がないと思っております。

また、アーカイブ事業についてのカメラとビデオ4台なんですけれども、たまたま須高ケーブルの方にちょっとお聞きしたんですけれども、機器というのは大体3年ごとに更新されていくんだそうです。須高ケーブルの人でもレンタルも可能ですし、撮影協力もできるというような話もございました。

3つ目として、これも全く私の私見でございますけれども、備品等の立派さでアピールするよりも、私は、小布施の花である、例えばユキワリソウ、ミスミソウ、可憐な花をその入り口に一輪飾るのも一つの考え方ではないかなと、そんなように感じました。

これらのことをまとめまして申し上げますと、今回、いろいろ議論になりましたけれども、予算ありき、補助金ありき、その執行ではなく、町民の目線に立って賢明なる判断をお願いし、その行政運営に当たっていただければありがたいということを申し上げて、私の検査の報告をさせていただきました。

○議長（小渕 晃君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎散会について

○議長（小渕 晃君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

3月会議を閉じ、平成25年小布施町議会を散会いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小渕 晃君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議を閉じ、平成25年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎休会について

○議長（小渕 晃君） お諮りいたします。

本議会は、議事の都合により、この後、明日3月23日から6月30日までの100日間を休会としたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小渕 晃君） ご異議ないものと認めます。

よって、明日3月23日から6月30日までの100日間を休会とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小渕 晃君） ここで市村町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 町議会3月議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に議会を招集いたしまして以来、本日までに19日間にわたり提出いたしました議案について慎重にご審議を賜り、小布施町ひとり親家庭児童高校等入学・就職祝金支給条例以外の議案と、それから本日提出いたしました人事案件1件につきまして、可決・同意いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

小布施町ひとり親家庭児童高校等入学・就職祝金支給条例は、委員会での指摘事項を十分に踏まえ、該当家庭を取り巻く社会環境や経済状況等を考慮いたし、現行制度との整合性や制度変更に伴う激変緩和を念頭に再度検討をしておりますので、これからもご検討をよろしくお願いいたします。

平成24年1月から12月の出生数は52人、死亡数は151人で自然動態は99人の減、社会動態は4人の増で、合わせると95人の人口減となります。人口の減は町の存続に関わる問題であり、保育園、幼稚園などの保育時間の拡充や、未満児保育の充実など、子育て支援施策とともに、若い世代の町への転入を目的とした定住促進事業の一層の推進に取り組んでまいり所存であります。

具体的には、昨年に引き続いての新規就農支援事業、補助金制度を設けた定住促進事業、起業に際しての支援を充実した起業家誘致事業を中心に取り組みを進めてまいります。まずは、小布施においていただくことが肝要であり、交流を目的とした各種イベントや事業も、内容の充実を図りながら、展開をしております。

議員各位におかれましても、趣旨十分にご理解を賜り、各種事業へのご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

2月の自治会長会議でお願いをしましたごみの分別の徹底のための説明会は、自治会のご協力により、3月に2自治会で開催をしていただいております。資源の有効活用と可燃物削減のため、今後残る全ての自治会でお願いの説明会を開催していく予定であり、町民の皆さんの一層のご協力をお願い申し上げます。

災害時の地域支え合いマップの見直しを、昨年度に引き続き、全自治会において実施をしていただく予定であります。本年度は防災マップ等を活用した防災情報や防災知識習得のための時間も設け、町民お一人お一人に、さらには地域の災害へ、備えの強化に取り組んでまいります。

町民の皆さんの健康づくりを進める上で、新たな課題として、慢性閉塞性肺疾患の発症予防と抑制が求められております。慢性閉塞性肺疾患は、長期にわたる喫煙により引き起こされる肺の炎症性疾患で、咳やたん、息切れなどから呼吸障害に至り、死亡率も高まるなど、今後高齢化が高まる中で罹患者の拡大が懸念されています。

国が定める第2次健康日本21計画でも、まずはその認知度の向上を図ることが求められております。町の保健予防連絡会におきまして、町内医師の先生方にご協議をいただき、平成25年度より早期発見を目的に、毎年5月に行う肺がん検診に合わせて、希望者を対象に慢性閉塞性肺疾患健診を実施することにいたしました。大勢の皆さんに受診いただくように、町報やホームページ等によりお知らせをしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

小・中学校における特別支援教育については、関係機関と連携を図り、教育支援相談員の学校の訪問や、保護者の皆さんとの相談の充実を図り、個別の教育支援計画を作成するなど、引き続き体制の充実を図ってまいります。

中学校では、昨年度に引き続き、学習上のつまずきの解消や、学習意欲の向上を目的とした学力向上支援事業や、3年生を対象にした学習支援セミナーを週2回、年間を通して行ってまいります。

文書館につきましては、4月24日の開館を目指し準備を進めているところであります。公文書館としては長野県内の市町村で3番目の開館であり、公文書管理条例をその根拠とする公文書館としては、全国の町村では初めての開館となります。

町内に現存する古文書のうち、このほど町にご寄託いただいたものを収蔵するほか、開館当初は小布施、都住の旧村役場の文書や、昭和初期の町内の様子を撮影した写真などをごらんいただけるように考えており、今後、先人の歩みから学び、新たなまちづくりにつなげていくための施設として、充実を図ってまいりたいと考えております。

当面の行事について申し上げます。

4月6日午前10時から、緑化木頒布会を役場駐車場と6次産業センター駐車場の2カ所で行います。ミツバツツジやハナミズキ等を頒布し、緑豊かなまちづくりを進めてまいりますので、大勢の皆さんにお越しいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

4月20日と21の2日間、境内アート小布施を玄照寺境内と周辺で開催いたします。アート、クラフト、飲食合わせて130ほどの出店をいただく予定にしております。

4月29日には千曲川ふれあい公園花まつりと岩松院さくら祭が行われる予定であります。千曲川ふれあい公園花まつりは、会場付近の駐車場が狭いことから、飯田、大島両自治会のご協力をいただき、総合公園南側に臨時駐車場を整備いたし、会場と結ぶシャトルバスを運行する予定です。会場周辺での渋滞緩和のため、できるだけバスをご利用いただくよう、事前のお知らせに努めてまいります。

例年4月に開催しております農村散策ウォークは、墨田区の皆さんとの都市農村交流事業とあわせて、5月19日に小布施総合公園を発着点として開催いたします。農村散策ウォークは県内外の皆様にもご好評で、既に上越市のウォーキングクラブや、更埴地域の勤労者共済会の皆さんなど90名ほどのご参加申し込みをいただいております。

墨田区の皆さんとの都市農村交流事業は、農作業体験を土曜日に行い、翌日曜日はウォーキングで交流を楽しんでいただく予定にしております。農作業体験と農村部を紹介する農村散策ウォークを一体的に実施することで、より多くの都市消費者の皆様へ、農村の暮らしを知っていただくことともに、健康づくりとあわせ、参加者との交流の輪を広げていただく機会としてまいります。

結びに、本会議、常任委員会及び予算特別委員会でのご意見、ご要望、また本日議決された附帯決議の内容を十分に踏まえ、今後の町政執行に遺憾なきよう努めてまいりますので、さらなるご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議員各位のご健勝と、議会のますますのご発展を心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小淵 晃君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小淵 晃君） これにて3月会議を閉じ、散会といたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時32分